

ライフ・リタイアメントプラン関連改正事項（税制改正以外）

1. 教育費関連

（1）児童手当と児童扶養手当

① 児童手当

2024年10月分から、支給対象が高校生年代（18歳到達年度の末日までにある子）までに拡大されるとともに、所得制限が撤廃され、対象者全員が給付対象となった。また、子についても、22歳到達年度の末日までにある子のうち、大学在学中等で親に扶養されるなど、親等に経済的負担がある場合は子としてカウントされ、年長者から第1子、第2子、第3子と数える。

手当の額は次のとおりで、支給回数は年6回、偶数月に前2ヵ月分が後払い方式で支払われる。

	3歳未満	3歳～高校生
第1子、第2子	1人当たり月額 15,000円	1人当たり月額 10,000円
第3子以降	1人当たり月額 30,000円	

② 児童扶養手当（2026年度の全部支給額）

児童1人は月額48,050円、2人目以降は1人増えるごとに月額11,350円が加算される。

（2）高等学校等就学支援金

高等学校の授業料を費用負担する制度で、2026年度から親等の所得制限も撤廃され、すべての世帯の高校生が支援対象となった。

支援金の額は学種別に異なり、公立高校（全日制）は月額9,900円（年間11.88万円）、私立高校（全日制）は月額38,100円（年間45.72万円）を上限に授業料までとなっている。

（3）多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化（2025年4月実施）

多子世帯（扶養する子どもの数が3人以上）の学生等については、国または地方公共団体から一定の要件を満たすと確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校（4・5年）、専門学校などの授業料や入学金について、所得制限を設けることなく無償化された。例えば、扶養する子どもが3人いる場合は、第1子、第2子が大学生であれば、無償化の対象となる。なお、無償化の上限は、修学支援制度における第I区分の授業減免額と同額である。

<第I区分（住民税非課税世帯）の減免標準額（年額）>

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000円	535,800円	260,000円	700,000円
短期大学	169,200円	390,000円	250,000円	620,000円
高等専門学校	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
専門学校	70,000円	166,800円	160,000円	590,000円

2. 公的年金制度

(1) 2026年度の年金額

年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率が+2.1%、消費者物価指数の変動率が+3.2%であった。このように、「0 < 賃金 < 物価」の場合、法の規定により新規裁定者、既裁定者とも名目手取り賃金変動率2.1%で改定される。また、年金額が増額改定となるため、2026年度のマクロ経済スライド▲0.2%が発動される。

よって、下記のとおり、2026年度の改定率を改定する率は1.019、基礎年金を改定する率は1.085となり、1956(昭和31)年4月2日以降生まれの者の老齢基礎年金額は前年度より1.9%引き上げられ、年額847,300円(月額70,608円)となった。

- ・ 2026年度の改定率を改定する率=1.021×0.998÷1.019
- ・ 2026年度の改定率=前年度改定率1.065×1.019÷1.085
- ・ 2026年度の老齢基礎年金額=780,900円×1.085÷847,300円(月額70,608円)

[参考/1956(昭和31)年4月1日以前生まれの者]

- ・ 2026年度の改定率を改定する率=1.021×0.998÷1.019
- ・ 2026年度の改定率=前年度改定率1.062×1.019÷1.082
- ・ 2026年度の老齢基礎年金額=780,900円×1.082÷844,900円(月額70,408円)

(2) 基礎年金関係

老齢基礎年金額	847,300円
2級障害基礎年金	847,300円
1級障害基礎年金	1,059,125円
遺族(障害)基礎年金の 子の加算額	第2子まで 243,000円 第3子以降 81,300円

(3) 厚生年金関係

定額単価	1,766円
加給年金額	配偶者 243,000円 第2子まで 243,000円 第3子以降 81,300円
配偶者特別加算額	36,000円~179,900円
┆ + 加給年金額243,000円	423,700円
3級障害年金の最低保障 および中高齢寡婦加算額	635,500円
障害手当金	最低保障額 1,271,000円

(4) 公的年金制度改正の推移と主な内容

実施年月	概 要
2020年 4 月	外国に赴任する第 2 号被保険者に同行する場合などの例外を除き、国内居住が第 3 号被保険者の要件に加えられた。
2021年 4 月	(賃金<0<物価)、(賃金<物価<0) の場合の年金額改定は、賃金変動率による改定に統一された。
2022年 4 月	① 国民年金手帳を廃止し、基礎年金番号通知書へ切り替え ② 老齢給付の繰上げ減額率を 1 月当たり 0.4% に緩和 → 対象者は 1962 (昭和 37) 年 4 月 2 日以降生まれの者 ③ 老齢基礎年金、老齢厚生年金の繰下げ受給の上限年齢を 75 歳に引上げ → 対象者は 1952 (昭和 27) 年 4 月 2 日以降生まれの者 ④ 60 歳台前半の在職老齢年金の支給停止調整額を、60 歳台後半の支給停止調整額と同額に引上げ ⑤ 65 歳以上で在職中の厚生年金被保険者について、毎年 9 月 1 日を基準日として、10 月以後の年金額を改定する在職定時改定を導入
2023年 4 月	70 歳以降で繰下げ請求する場合の 5 年前時点での繰下げ制の新設
2024年 10 月	短時間労働者への適用拡大の事業所要件について、常時使用される従業員数を 50 人超へ拡大

(5) 確定拠出年金制度の改正

実施年月	概 要
2022年 4 月	老齢給付金の受給開始時期の上限年齢を 75 歳 (1952 (昭和 27) 年 4 月 2 日以後生まれの者が対象) に引上げ
2022年 5 月	企業型 DC、個人型 DC への加入可能年齢を引上げ ① 企業型 DC は、実施事業所に使用される第 1 号等厚生年金被保険者 (最長 70 歳未満) に拡大 ② 個人型 DC (iDeCo) は、国民年金の第 1 号 (任意加入者は 65 歳未満) ・第 2 号 (最長 65 歳未満) ・第 3 号被保険者 (60 歳未満)
2022年 10 月	企業型 DC 加入者の個人型 DC (iDeCo) 加入への要件緩和 ① 規約において「個人型へ加入することができる」とする要件を廃止 ② マッチング拠出を利用しない者は iDeCo へ加入することができる
2024年 12 月	拠出限度額の見直し ・ 企業型 DC の事業主掛金…月額 5.5 万円－DB 等の事業主掛金相当額 ・ iDeCo…「月額 5.5 万円－(各月の企業型 DC の事業主掛金額＋DB 等其他制度掛金相当額)」で得た額の範囲で月額 2 万円上限
2026年 4 月	マッチング拠出における従業員の上乗せ拠出について、「事業主掛金の額を超えることができない」とする規定が廃止された。
2026年 12 月	企業型拠出限度額、個人型拠出限度額が引き上げられる。 ただし、個人型第 3 号加入者のみ月額 2.3 万円に据置。

① 確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げ（2026年12月1日施行）

2026年12月以後、拠出限度額が次のとおり引き上げられる。

[企業型]

区 分	拠出限度額
企業型DCのみ加入	月額62,000円（年間74.4万円）
企業型DC＋他の企業年金にも加入	月額62,000円からDB等他制度の掛金相当額を控除した残額

[個人型（iDeCo）]

対 象 者		拠出限度額（月割額）
第1号加入者	国民年金第1号被保険者	90.0万円（75,000円）※
第2号加入者	勤務先に企業年金がない会社員	74.4万円（62,000円）
	企業型DCのみ加入の会社員	月額6.2万円から企業型DC・DB等他制度掛金相当額を控除した額
	DBのみ加入の会社員、及び公務員	
	DB、企業型DC共に加入の会社員	
第3号加入者	第3号被保険者	27.6万円（23,000円）
第4号加入者	任意加入被保険者	90.0万円（75,000円）※
第5号加入者（新設）	60歳以上70歳未満で上記以外の者	月額6.2万円から企業型DC・DB等他制度の掛金相当額を控除した額

※国民年金基金の掛金や付加保険料と合算した上限額。

3. 健康保険関連法規の改正

（1）マイナ保険証への移行

2025年12月2日、従来の健康保険証（国民健康保険、後期高齢者医療制度を含む）は廃止され、マイナ保険証での受診を原則とする仕組みに移行した。

マイナ保険証を有しない者およびマイナンバーカードの健康保険証登録をしていない者には保険者から「資格確認書」が発行され、これを窓口で提示すれば保険診療が受けられる。被扶養者も、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することでマイナ保険証で受診することができる。

また、オンライン資格確認を導入している医療機関にてマイナ保険証で受診した場合、窓口の一部負担金の割合や高額療養費の適用区分等の確認が可能なおことから、窓口で限度額を超える立て替え払いも不要となる。

4. 雇用保険関連の改正

(1) 教育訓練休暇給付金の創設（2025年10月施行）

雇用保険の被保険者が、教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金が創設された。本制度は、労働者が自発的に教育訓練に専念するために仕事から離れる場合、その訓練期間中の生活費を支援するための仕組みとして導入されている。

＜教育訓練休暇給付金の概要＞

対 象 者	・雇用保険の被保険者であること
支 給 要 件	・教育訓練受講のための、無給の休暇を取得すること ・休暇取得日前において被保険者期間が5年以上であること
給 付 内 容	・離職した場合に支給される基本手当の額と同じ ・給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか

(2) 教育訓練費用等を対象とする融資制度の創設（2025年10月施行）

雇用保険の被保険者ではない者（雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、雇用保険の受給が終了した者、雇用されることを目指すフリーランスなど）が、教育訓練を受けるための費用やその間の生活費などに充てるための融資制度が創設された。

融 資 内 容	・貸付上限：年間240万円（最大2年間） ・利 率：年2.0%
そ の 他	・教育訓練修了後の賃金が上昇した場合は、残債の一部が免除される